

徳島県告示第百五十一号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第十二条第二項の規定に基づき次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

令和六年三月二十二日

徳島県知事 後藤田 正 純

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（％）	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	登録有効期限
徳島県 第四五二号	魚かす粉末	魚粉七・五	窒素全量 リン酸全量 七・〇	該当なし	徳島県協同肥料株式会社 小松島市和田島町字西浜手一〇番地一五	令和十二年三月二十日
徳島県 第四三三号	同	徳島化製F・一	窒素全量 リン酸全量 八・〇 六・〇	同	徳島化製事業協業組合 徳島市不動本町三丁目一七〇四番地の一	同 二十三日